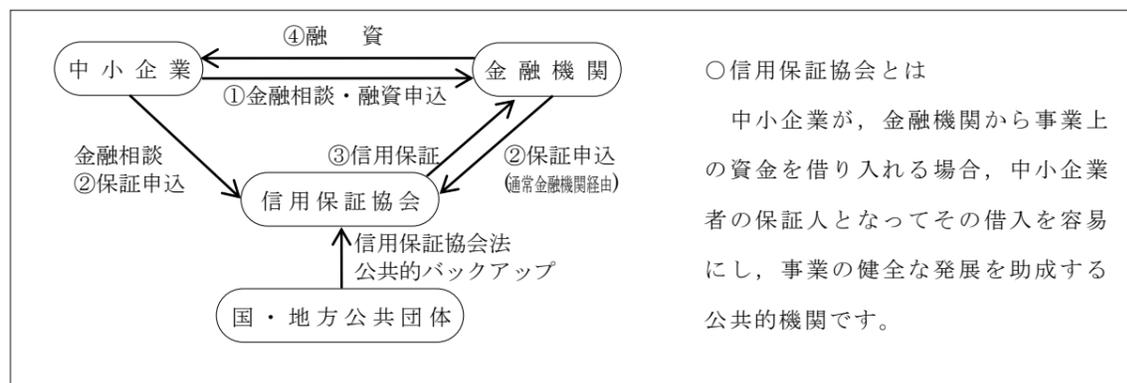


令和7年度 呉市中小企業融資のご案内

申込みにあたって

- 申込みに必要な書類
- 借入申込書
 - 印鑑証明書 申込人（法人・個人）及び保証人等 1通（保証付の場合2通）
 - 住民票 申込人（個人） 1通（保証付の場合2通）
 - 商業登記簿謄本 申込人（法人）及び保証人等 1通（保証付の場合2通）
 - 決算書・確定申告書 写し1通（保証付の場合2通）
 - 試算表 写し1通（保証付の場合2通）
 - 営業許可書等 写し1通（保証付の場合2通）〔許認可・登録届出を要する業種のみ〕
 - 設備の見積書 写し1通（保証付の場合2通）〔設備資金借入の場合〕
- ※ 資金によっては、別に必要な書類を定めています。
- ※ 2,3,4,5,7については、新規申込及び変更時に必要です。ただし、金融機関によっては申込の都度必要となる場合がありますので、金融機関にご確認ください。
- ※ 保証付とは、信用保証協会の保証付で融資を申し込むことです。この場合、別に信用保証委託申込書等が必要となります。
- ※ 2,3,4について、信用保証協会に提出する場合は写しでも可。
- 融資制度利用のポイント
- 経営の実態をよく知っておくこと
経営者が自分の事業の実態をよく知っていないようでは金融機関の信用は、得られません。
 - 金融機関と緊密に取引すること
金融機関と常時取引関係をもつことは経営上便利なばかりでなく、それが信用の基となり、借入を行う場合に円滑にいくことが多いようです。
 - 資料を整えておくこと
金融機関に事業の財務内容、返済能力、資金の用途を具体的に数字で説明できるよう経理の資料を整理しておきましょう。

申込みから融資まで



お問い合わせ先

【融資制度に関すること】
呉市産業部商工振興課（呉市役所5階）
TEL 25-3815

【信用保証に関すること】
広島県信用保証協会呉支所
TEL 21-9281

【中小企業の金融相談について】
呉商工会議所中小企業相談部
TEL 21-0151

【申込先について】
各取扱金融機関

申込みが出来る方

融資申し込みには次の資格要件が必要です。

- 呉市において1年以上引続き同一事業を営んでいること。（創業支援資金を除く）
- 市民税の課税対象者で、かつ滞納していないこと。
- 広島県信用保証協会の保証対象事業を営む中小企業者であること。
- 許認可等を必要とする業種は、その許認可等を取得していること。
- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等に該当しないこと。
ただし、不渡処分によって金融機関と取引停止中の者、協会から代位弁済を受け、現に求償債務のある者及びその連帯保証人は、申込みができません。

中小企業者とは

- 中小企業者の定義
- 製造業、建設業、運輸業等
資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 卸売業
資本金1億円以下又は従業員100人以下
 - 小売業（飲食店を含む）
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
 - サービス業
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
 - 医療法人等
従業員300人以下
- （特例）
- ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）
資本金3億円以下又は従業員900人以下
 - ソフトウェア業、情報処理サービス業
資本金3億円以下又は従業員300人以下
 - 旅館業
資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
 - 旅行業
資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 小規模事業者の定義
従業員20人（商業、サービス業5人（宿泊業・娯楽業・旅行業は20人））以下

対象となる業種

製造業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業（卸売業、小売業、飲食店）、不動産業、運送業、貨物運送取扱事業、倉庫業、電気・ガス・熱供給・水道業、印刷業、出版業、金融業・保険業、サービス業（物品賃貸業、宿泊業、洗濯・理美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、旅行業、映画・娯楽業、広告業、放送業、情報通信サービス業、運輸サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、専門サービス業、技術サービス業、医療・福祉、廃棄物処理業、教育・学習支援業、その他のサービス業）、郵便業、通信業

（非対象業種等）
農業、林業、漁業、金融・保険業（一部の金融業、保険業を除く）、風俗営業、政治・経済・文化団体、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）等

呉市役所
産業部商工振興課
呉市中央4丁目1番6号（呉市役所5階）
電話 25-3815